

令和 8年 7月 7日

入 札 説 明 書

上下水道部水道施設課

- 1 工 事 名 笹井配水場電気計装設備等更新工事
- 2 工事場所 狭山市大字笹井7 1 9番地外
- 3 工 期 契約日から令和10年3月24日まで
- 4 工事概要 電気工事 監視操作盤、計装盤更新他 1式
機械工事 次亜塩素貯蔵槽、次亜塩素注入ポンプ更新他 1式
- 5 設計図書 本書に添付してある設計図書は次のとおり。
 - ・位置図 1部
 - ・工事仕様書 1部
 - ・特記仕様書 1部
 - ・設計図面 1部
- 6 工事範囲 設計図書の範囲内とする。ただし、設計図書等以外であっても、本工事の完成に必要なものは、含むものとする。
- 7 設計図書等に関する質問回答
 - ・質問方法：質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
 - ・受付日時：令和8年7月15日（水）午前10時まで
 - ・回答方法：質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。
 - ・回答日時：令和8年7月22日（水）午前10時から
- 8 施工上の諸注意
 - ・工事の施工に際し設計図書を把握し、埼玉県建築実務要覧、並びに日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書（設備工事編）」に則り施工すること。
 - ・工程管理については、既存の設備への影響、及び関連を十分に調査・理解し、施設運転制御に影響のないようとする。
 - ・担当者との連絡は、密に行うこと。
- 9 そ の 他
 - ・落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
 - ・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。
 - ・本工事は、狭山市笹井配水場電気計装設備等更新工事請負契約約款を適用する。
 - ・受注者は、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて請求することができる。